1997年1月8日発行

みなみかわち 町議会ネットワークニュース

（第90号）



村尾光子
祇園五丁目11-3
TEL&FAX:44-5418



磯辺香代
祇園二丁目8-2
TEL&FAX:44-6621



荒井英子
祇園四丁目5-12
TEL&FAX:40-1014

新年おめでとうございます。
今年もよろしくお願い致します。

今回は第４回臨時会（平成8年10月28日）・第４回定例会（平成8年12月11日～13日）の報告をします。

《審議事項》

承認第6号	専決処分した事件の承認を求めることについて	賛成全員	可決
議案第31～33号	工事請負契約の締結について	〃	〃
議案第34号	南河内町行政手続条例の制定について	〃	〃
議案第35号	南河内町空き缶等散乱防止条例の制定について	〃	〃
議案第36～38号	町営運動施設設置、管理及び使用料に関する条例について（球場・テニスコート・ゲートボール場）	〃	〃
議案第39号	南河内町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の制定について	〃	〃
議案第40～42号	物品売買契約の締結について（ふれあいプラザ備品）	〃	〃
議案第43～45号	平成8年度会計補正予算（一般・農集排・水道）	〃	〃
議案第46号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
発議第5号	空き缶デポジット制導入を求める意見書	〃	採択

＊議案等の番号は歴年毎の通し番号です。

一般質問：海老原平吉・飯野兵二郎・黒川英代・磯辺香代・荒井英子・村尾光子（通告順）

もくじ

★行政手続条例を制定しました。

（報告：村尾）

国ではH5年11月に行政手続法が公布され6年10月から施行されました。
この法律は、「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資すること」を目的としています。第38条の「地方公共団体も法の趣旨にのっとり必要な措置を講じなければならない」により条例制定。（栃木県：H8年1月条例施行）

【主な内容】

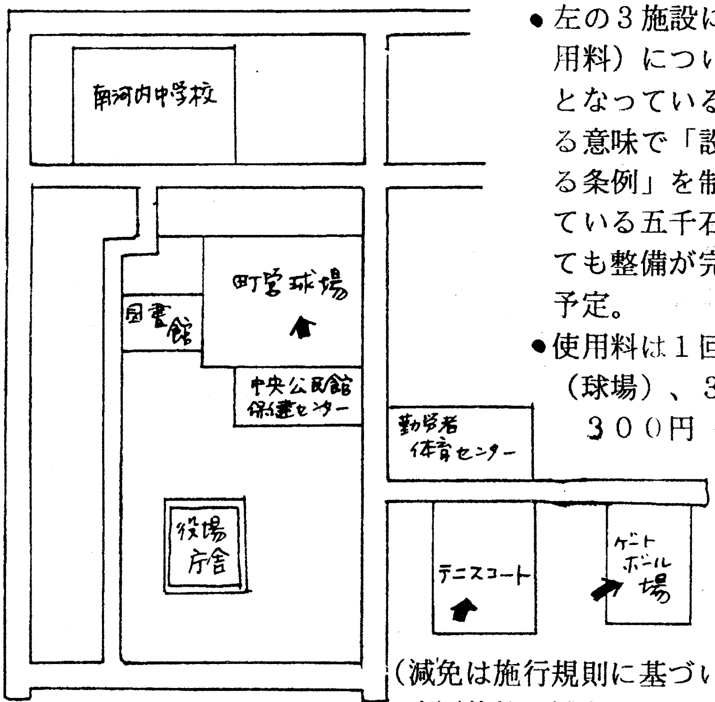
1. 許認可等の申請に対する処分 ⇒ 迅速・透明な処理の確保
審査基準を公に・標準処理期間・拒否処分の理由提示
2. 不利益処分 ⇒ 公正・透明な手続きの確保
処分基準を公に・不利益処分を行う前に意見陳述の手続き・理由の提示
3. 行政指導 ⇒ 明確性・透明性の確保
一般原則（相手方の任意の協力）・明確化原則（趣旨、内容、責任者の明確化）
4. 届出 ⇒ 公正・透明な処理の確保
形式的要件に適合する届出が到達したときは手続上の義務完了

（総務庁行政管理局編　データブック行政手続法1996年版より）

「行政指導はあくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるもの」と明記されているが、公共の利益を著しく害する場合はどうするのか、何ら規定されていない。質疑に答えて「その場合は行政指導を継続する」。内容には町の独自性がなく、条文は非常に分かりにくい。住民の権利を保護するための条例でもあるから、H9年4月1日からの施行に向けて分かりやすく広報する。

★ 町営運動施設（3施設）の設置・管理条例を制定 【議案第36～38号について】

（報告；磯辺）



- 左の3施設については、設置・管理（使用料）についての条例がなかった。有料となっている他の施設とのバランスをとる意味で「設置、管理及び使用料に関する条例」を制定した。再整備が進められている五千石球場と東部運動公園についても整備が完了し次第、条例を制定する予定。
- 使用料は1回（2時間）につき500円（球場）、300円（テニスコート）、300円（ゲートボール場）。2時間を超える毎に1回分とする。
- 教育委員会が特に認めたときは、使用料が減免される（第九条）。

（減免は施行規則に基づいて行なわれます。社会教育団体等は減免の対象となる見込み。詳しくは教育委員会にお問い合わせ下さい。）

- 使用のための手続きは今まで通り。
- この条例の施行は平成9年4月1日から。

★南河内町農業集落排水施設の設置・管理条例を制定

（報告：荒井英子）

[議案第39号について]

吉田東地区の農業集落排水施設が平成９年４月１日より供用開始するに当たり、施設の「設置及び管理についての条例」を制定した。

※（使用料）第十条と（使用料の算定）第十一条について抜粋し、報告いたします。

（使用料）第十条　町長は、農業集落排水施設の使用について、使用者から毎月月末までに次の使用料を徴収する。

世帯割	１世帯当り	月額１,０００円
人数割	１　人当り	月額　６００円
従量割	１　㎥当り	１００円

→ 基本料金 ＋ 家族人数 x 600円

→ メーターを設置する

私たちの住んでいる自治医大周辺下水道使用料は上水道使用水量から換算されている。

（使用料の算定）　第十一条　農業集落排水施設の使用料は世帯割及び人数割とする。

２ 人数割の算定基礎は、毎年度４月１日現在の住民基本台帳登録人数による。ただし、中途使用の場合は使用開始時の人数による。

３ 世帯割及び人数割により難い使用者にあっては、従量割とする。

→ 理髪店、豆腐屋さん等

★ふれあい館の備品購入

（報告：荒井英子）

物品売買契約の締結 [議案第40～42号について]

※物品売買契約の額が７００万円を越えたため規定により議会の議決を求めた。

備品購入予算額の３０～４０%分

[議案第４０号]

・契約金額　１０,０９万４,０００円（うち消費税２９万４,０００円）

・契約相手　株式会社　五月女

・備品内訳　ロビー・大広間・和室・プール内テーブル、椅子その他

[議案第４１号]

・契約金額　８,５１万８,１００円（うち消費税２４万８,１００円）

・契約相手　日本事務機株式会社

・備品内訳　事務用テーブル、椅子。レストラン用テーブル、椅子その他
（レストランの経営は委託とし、備品は町が購入し揃えた。）

[議案第４２号]

・契約金額　７２１万円（うち消費税２１万円）

・契約相手　有限会社　建安

・備品内訳　プール更衣室用ロッカー（407名分、ロッカー使用料は入場料に含む）

★地域調整推進事業費は４８００万円 （報告：荒井英子）
“とも補償”事業への助成金確定！！

［議案第43号：平成８年度一般会計補正予算より］

減反に伴う助成の一つとしてこの地域調整推進事業がある。
生産調整（減反）の目標面積達成に力を発揮している事業ということで、減反に協力する農業者の方も事業基金を拠出するので、ともに補うという意味から“とも補償”とも言われている。
今回、助成金として４８００万円が確定し交付されたので報告いたします。

農業者は、	減反水田面積当たり	６,０００円／１０ａ	を拠出
国庫補助金として、	転作実施面積当たり	２０,０００円／１０ａ	
	調整水田面積当たり	１２,０００円／１０ａ	

国庫補助金合計＝４８００万円

そして、その使途は

転作等面積割	４０,３００円／１０ａ	
調整水田面積割	３５,５００円／１０ａ	の個々補助と

集落推進費、他となっている。

平成９年度のコメ対策の枠組みが決定され、生産調整（減反）目標面積は据え置かれたが、政府買い入れ米価は６年ぶりに引き下げられた。しかし、引き下げの見返りに減反目標達成の助成金という名目で総額１００億円の「米需給調整特別対策」が措置された。
コメ余りの解消、需給調整の有効な手段は農家の自主的な減反に委ねられている。新食糧法が施行されて「売る自由」は認められたが、「作る自由」は、減反協力者を優遇するという形でまだ縛られているということでしょうか。

他に、減反助成として

・県単新生産調整対策事業費（801万1000円）
集落として減反を調整し、目標達成に活動した場合、モデル事業（いきいき集落推進事業）として町が認定し、県から補助金が交付される。
・転作奨励金交付事業（1395万円）町から補助金交付
・集落転作促進事業　（295万円）町から集落へ補助金交付

★ポイ捨て禁止条例(空き缶等散乱防止条例)を制定、併わせてデポジット制導入の意見書を提出しました。 (報告:村尾)

空き缶等の投げ捨ては、特に幹線道路沿いに多く、一つの自治体の区域を越えた行政課題となっていることから、宇都宮市を中心とした4市12町で連携して条例化をします。

【目的】 空き缶等の散乱防止と資源有効活用を図るため、町、町民等、事業者、占有者等のそれぞれの責務を明確にし、環境美化に必要な事項を定め、清潔で良好な環境づくりを目指す。

町の責務	目的を達成するための施策を策定し、町民等、事業者、占有者に対し意識の啓発に努める.
町民等の責務	家庭の外で自ら生じさせた空き缶等は持ち帰る、または、回収容器へ。みだりに捨ててはならない。
事業者の責務	容器に収納する飲食料、たばこ及びチューインガムを製造、販売する者は、町民等に対する意識の啓発及び回収容器の設置、適正管理に努め、空き缶等の回収による資源化促進のために必要な措置をとる。 自動販売機により販売する者は、回収容器を設置して、適正に管理する。
占有者等の責務	占有し、又は管理する土地及び建物の環境美化に努める。

町は、自動販売機設置業者が違反しているときは、勧告・命令・公表ができ、立ち入り調査ができる。

他市町村議会・県議会も一斉に動いてほしい!

ごみの減量化や資源化について、町と住民はかなりの努力をしており、それなりの成果を上げている。しかし、幹線道路沿いや田畑、空き地に投げ捨てられている見苦しいばかりの状況を改善するためには、住民のモラル向上や販売業者の努力だけでは抜本的な解決策にはならないのではないか。例年のごみゼロキャンペーンでのごみ拾い作業は、毎年繰り返されることへの空しさで一杯になる。

町ごみ減量化再資源化推進検委員会役員会や教育民生常任委員会では、抜本的な解決のためには国のレベルでの対策が必要と話し合った。そこで、製造業者が製造責任を負う制度を確立すべく右記の意見書を提出することとなった。

空き缶、空きびん等のデポジット制導入を求める意見書

「ごみ問題」は、経済の高度成長と共に、私たちの社会にもたらされた重大且つ深刻な問題である。自治体や市民のレベルでは、ごみの減量化・資源化について論議を重ね、様々な取り組みを展開しているが、今のところ増え続けるごみの前に決め手となる方策を打ち出し得ていないのが現実である。

さてこのたび、わが町では、幹線道路の沿線や自動販売機の周辺にポイ捨てされる空き缶や空きびん等の目を覆うばかりの状況を一掃しようと、近隣市町と時期を合わせ「空き缶等散乱防止条例」を制定することになった。条例は、販売業者の回収箱設置と消費者のポイ捨て禁止を求めるものであり、制定により一定の効果は期待できるものと思われるが、デポジット制の導入がメーカーの責任において実施されれば、さらに良い結果が得られるものと確信する。

国においては、最終処分場の逼迫という非常事態を背景に、ごみの減量化・資源化を達成し「ごみゼロ社会」を実現すべく、その具体的手だてとして「容器包装リサイクル法」を制定し、平成9年度施行の運びとなっている。しかし、この規定では市町村の分別収集や事業者の自主回収を促進こそするものの、空き缶等の散乱防止策にはなり得ない。

よって政府は、ごみ行政の重要性を一層深く認識され、今までの使い捨て型経済社会から資源循環型社会へ移行すべく、また、空き缶や空きびんの散乱していない美しい景観を取り戻すべく、早急にデポジット制導入の実現を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条2項の規定により意見書を提出する。

平成8年12月13日

厚生大臣
通産大臣　宛て　　南河内町議会議長　舘野正明

傍聴感想

南河内町議会を傍聴して

12月13日に開かれた第４回定例会を傍聴しました。

先ず、条例の制定では、町営施設の使用料について議員より条文の不備を指摘されましたが、検討して運用すると言うことで打ち切り、また、補正予算では仮称ふれあい館の設備について、外部委託業者の選定が先か、設備が先かで、意見が出されましたが、いづれも町側に押し切られた形で可決されました。

その他の条例、補正予算についても同様に修正無しのまま次々に可決され、休憩を挟み３時間で閉会しました。

審議を通して、意見のない多くの議員の中で、全議案に発言を求め、質問と意見を述べた、グリーンタウン選出議員の活躍が目立ちました。

住民の代表として、責任を果たしている議員に心から敬意を表したいと思います。なお、この日の傍聴人はたったの３名で大変さびしく感じた事を付け加えておきます。

―― 河原喜好 ――

傍聴記　　（第４回定例会　第３日）

提出議案の質疑・討論・採決の流れを初めて傍聴しました。

一般質問は予め質問要旨が提出してあるので答弁も筋書き通りという印象でしたが、提出議案審議は攻・守所をかえ議員達が肩の力を抜いて素朴に鋭い質問をする分、町側のあたふたピリピリぶりがうかがえました。また、日頃の馴染みの薄い議員達からもなかなか鋭い質問が出て、町行政を憂う気持ちは一緒なんだなあと新鮮な驚きを受けました。（私、三人の女性議員以外はみーんなあてにならないと思っていましたからねえ・・・）

しかし、質疑でどんなに議案の不備をついても町当局は言い訳をするばかりで、結局無修正のまま可決してしまうのはおかしくないですか。

議論すべきはして、修正するものは再度よく練って審議し直す。そんなあたりまえのことが議会では通用しないのでしょうか。議員は住民の代表として厳しく行政をチェックする立場なのですから、自信と勇気を持ってＮＯはＮＯと言ってほしいと強く思いました。

―― 岩澤まりも ――

傍聴感想

平成８年１２月１１日～１３日の定例議会の一般質問（１１日）を傍聴した。今回は３０人の傍聴者があり傍聴席はほとんど満席で、少し遅れて入った私はなんとか空いている席を見つけて座ることができた。

今回は６人の議員の一般質問が予定されていたが、午前中は２人目の途中で１２時になってしまった。私の今までの経験では、質疑応答の途中でも昼休みを取って午後再開していたのに、今回は何故か質疑応答が終了するまで続けたのである。本来はこうあるべきと思う。質疑応答の途中で昼休みが入り家に食事に戻ったりしていては中途半端だし、第一質問する議員にも失礼ではないだろうか？

新しい教育長に質問が向けられたが、わかり易い言葉で、しっかりしたお考えを述べたのが印象的だった。実際の教育現場に反映できたら本当に素晴らしいと思う。

ふれあい館は利用する人の立場に立って、また意見も取り入れ多くの人々に利用される施設になるように希望する。

グリーンタウン内にはまだまだ役場の出先窓口はできそうもない。町民運動会は相変わらず現状のままらしいし、町民祭りもあまり代り映えしないようだ。思わずため息が出てしまう。皆の声を代弁してくれる議員さん、本当にご苦労が多いと思う。

（緑6丁目　益子寿子）

～ご質問に答えて～

（報告：村尾）

敬老年金について

ネットワークニュースNO89で、敬老年金受給者数を過去の決算とH8年度の当初予算から推計して、この一年間で80歳以上の方が100人近く増加することになると報告しました。読者の方から、『過大な計上ではないか、一年間の増加見込み人数が多すぎるのでは』との質問を受け、住民福祉課に今年度の実績と予算の算出根拠について聞きました。

（敬老年金は80歳以上の方に年間1万円を差し上げるものです。）

	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年
敬老年金当初予算時見込み数	390人	420人	490人	560人	600人
〃　支給者数(80歳以上)	395人	? データ見つからない 425	450人	493人	508人

『当初予算額は前年度の当初予算をベースに考えている。従ってH8年度の予算額600万円はH7年度の560万円の7%増(人口増による)を見込んで算出した』とのことです。

本来、予算は前年度の決算から算出するのが妥当と思いますが、当初予算が決まった後の9月に前年度の決算審査をしますので、見落としてしまった次第です。また、予算額に過不足が生じるときは補正予算を組むのですが、敬老年金に関しては、年度半ばでのそうした措置は為されておりませんでした。

私の提案は、敬老年金を他の福祉財源としてはどうかということであり、その本旨は変わりませんが、今後、予算計上の根拠について、慎重に対処したいと思います。

ご質問、ありがとうございました。

訂正とお詫び

NO89号3ページ、H7年度会計決算状況表中

一般会計歳入決算額　(誤)90億0394万円　→　(正)９０億３９４１万円

と訂正します。不注意をお詫びいたします。

磯辺香代の一般質問（12／11）



1.教育行政について（10月1日に就任された横嶋教育長に伺った。）

①学校教育について基本的なお考えを伺います。

教育長

21世紀に活躍する子供の教育として、心豊かでたくましく、しかも、社会の激しい変化に対応できる人づくりを重視したいと考えています。そのために、次の4点について努力したい。



1.人間尊重の教育の徹底を図る

子供たち一人ひとりを大切にし、子供たちが自分の良さを見いだし、それを伸ばし、存在感や自己実現の喜びを実感できるような学校であることが重要であります。教師は深い児童生徒理解に立った全人格的な接し方を心がけると共に一人ひとりの個性を活かし、わかるできる楽しい授業を展開する必要があります。また、教育活動全体を通して、生命や人権を尊重する心を育むと共に、お互いの違いを認め合い、異質なものを受け入れる態度を育てたいと思います。



2.教職員の資質の向上を図る

教員に優れた人材を確保することの重要性は申すまでもなく、また、学校教育の基調の転換に向けた教員の意識改革も極めて重要です。さらに、教職員の研修を重視し、教科指導や生徒指導・学校経営などの実践的な指導力の向上を図り、教員の社会的視野を広げると共に、基礎的なカウンセリング能力を身につけて、子供や保護者はもとより地域社会からも信頼される教職員になってもらうことです。

3.21世紀の人づくりにふさわしい施設・設備等の充実とその活用に努力する

学習活動を豊かにする道具として活用しながらコンピュータに慣れ親しませるよう努力して参りたいと思います。



4.特色ある学校づくりを推進する

各学校が、その学校や地域の実態に応じて、創意工夫が十分発揮できるよう、教育課程の一層の弾力化を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めてまいりたいと思います。

教育全般についての飯野議員の質問に答えて家庭教育について言及されている部分です。

教育長

家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、基本的な生活習慣・善悪の判断などの基本的倫理観社会的なマナーなどは、親がその責任を十分果たしていただくことを強く望んでいます。

新しい教育観のキーワード「生きる力」には教育の理想が託されていると思うが、その前提となる基礎学力をどの子にも保障するよう取り組んでいただきたい。

教育長

21世紀の教育のあり方（ゆとりの中で生きる力を培う－第15期中教審答申－）の中では、学習内容の厳選・基礎基本の徹底が強調されていますし、現場でも努力しています。

少し長くなりましたが、基本の共有が大切と考え教育長答弁のほとんどを掲載しました。家庭教育についてもぜひご一読下さい。

学校教育のめざすものを網羅しているがゆえに「生きる力」の解釈は多岐に及ぶ。AさんとBさんがまるでちがう「生きる力」を心の中に描きつつうなずき合うシーンを思ってしまう。何でもそうだが具体化が大きな課題となる。根気のいる課題だけど



②最近の選挙の低投票率について考える時、単に選挙管理委員会の働きかけ不足とだけ言って ない深刻な状況があると思われます。政治のしくみとその中で果たすべき市民の役割についての学習機会を社会教育の分野で積極的に設けていくことが大切と考えますが。

教育長

時代をになう若い人たちの政治的無関心は大きな社会問題です。あらゆる機会を通じて啓発活動に努めたい。ただ、社会教育分野での学習では、町民の自主性・自発性を前提としているので、一人ひとりの意識に負うところが大きくなってしまうと考えます。県主催の啓発講演会等との関わりも考えながら、社会教育関係の行事イベントをとらえるなどして意識高揚を図りたいと考えます。

2. 行政情報の公開について

①住民から行政情報公開請求があった時、どのように対応しますか。

町長

「文書取り扱い規定」に基づき、差し支えのない範囲で、必要と認められたものに限り、主管所属長の承認を得て閲覧できます。
閲覧にあたって住民は不平等な扱いを受けず、また、個人情報（プライバシーに触れるもの）は公開していません。

何への差支えなのか。明確ではない。

公開の基準が皆にわかる一定のルールが必要。今の規定では、情報は行政の手中にある。

恣意的で一貫性を欠く判断にならないか

知ってどうするとおっしゃるむきもあると思うが「オープンが前提」の各方面への影響力ははかり知れない。

②情報公開条例制定について町長の所見を伺います。

町長

町民の皆様方に町政への理解を深めていただき町づくりへ参加していただくことが、公開条例の基本理念と思います。そういう考え方に立って、もっか研究中です。近隣町村や県の指導をいただきながら、若干時間はかかるが、制定に向けて努力したい。

町長は県よりすすんだ内容の「公開条例」の早期制定をめざされるべきだ。民主的な町長を示す看板となる。好感度はうんとアップするだろう。
住民の公開請求の力は首長のできにくい"力仕事"を短時間でやってのける。全国の市民オンブズマンが技を見せてくれているとおりだ。住民パワーをむしろ利用するくらいの政治センスをもっていただきたい。混乱をおそれず住民をおそれず。

12月1日の県知事選投票率、全県で28.09%、南河内町は25.68%だった。10月の総選挙は全国平均が58.69%、北関東はさらに4%程低い。このような投票率の低さがワースト1だとかワースト2だとかで取り沙汰されるのは、自分の失態を自分で騒ぎたてるようで、どこか悲しい。

低投票率の問題は、選挙管理委員会に責任をかぶせていても解決しない。自分たちの持つ政治制度に敬意をはらい、公教育が自信をもって、政治の仕組みや自分たちの権利についての学習機会を提供すべきである。公民館学習等のスタンダードな講座としてあればいいなと思ったが、実現は難しそうだ。すぐさま人気の出る学習とも思えないが、民主主義を形だけのものにして次世代に渡す罪の深さを考えると、私たち大人社会が何らかの方法で、コツコツと取り組まねばならない課題だと思う。

町民まつりで、いいなと思う経験をした。病気等の後遺症があって、町の保健センターでリハビリを行なっている会の方々と、偶然、ハメハメハ大王をおどることになったのだ。体のどこかに麻痺がある方、車いすに乗った方、そして社会福祉協議会の方と保健婦さん、ボランティアの方々、会場のお客さんたち。みんなで踊った。ハメハメハ大王はハワイの王様だから、リハビリ友の会の方々は腰みのと王冠をつけていて、楽しそうだった。私も楽しかった。不謹慎かもしれないが、頭の中にわだかまっていたものが発散していくような、心配ないよというような、そんな気分になっていた。よかったら、今年の町民まつりにも。

１９９６年（3月～12月）の議員報酬と支出

（報告：磯辺）

《収入》

議員報酬	３，０８２，９３９円	（２３．３万×１０ヵ月＋期末手当て）
寄付金等	９９，２６６	（応援する会）

《主な支出》

所得税	２９７，２８０円	
議員共済掛け金	２７９，７６０	
国民健康保険税	５３，０００	
国民年金掛け金	１２２，４００	
自動車経費	４７１，５３４	（車検・タイヤ）
議員旅行積み立て金	９０，０００	（１００００円×９ヵ月）
家計へ	５００，０００	
ネットワークニュース発行	４３，０６８	（Ｎｏ．86～89号印刷・紙）
書籍・アエラ講読	２７，９００	
備品購入	７５，６０２	（ファックス）
講座参加費	１５，０００	（市川房枝政治参画センター夏期合宿）
団体会費	８，２００	
議員研修負担金	３０，０００	
懇親会参加費・交際費	１３０，７００	
被服費	１４５，０００	（喪服・ソフトボールユニホーム・ブレザー）

☆今年は、税の重みがズシンと感じられた年でした。夫の給料から扶養手当てがなくなり、年末調整では初めて追加徴収となりました。所得税や健康保険税、国民年金を自分で払ってみて、扶養家族であった時は、その仕組みや負担額について、あまりにも無関心であったと反省しています。同時に、ますます税金の使われ方に興味がわいてきます。

☆12月議会で制定となった「行政手続き条例」は、行政庁が住民にとって不利益な処分を行なう時の説明を義務づけました。身近な例をあげますと、保育所の入所申請やホームヘルパー派遣要請の時など、処分基準（審査基準）が公にされることになっていますし、もし不利益な処分となるようなら、理由がきちんと説明されるはずです。アカウンタビリティ（説明責任）。行政改革におけるキーワードの一つです。「主権者である国民に、政府はその活動を説明する責任がある」ということだそうですが、「行政手続き条例」は、町行政もまたこの説明責任を果たさなければならないことを示しています。行政スタイルの近代化にむけ、古い体質の改善をじわじわと図る法（条例）と言われます。

☆今年も初心を忘れずがんばりたいと思います。忘れそうになっていたら、どうぞ声をかけて下さい。よろしくお願いします。皆様もよい一年を！

荒井英子の一般質問



今回は、ふれあい館についてだけを質問しました。

1．（仮称）ふれあい館について

ふれあい館は、住民の集いの場、また健康増進の場として期待され、高齢化社会に向けての福祉の拠点となるところです。しかし、運営如何によっては財政を圧迫するものにもなり得ます。開館を来春に控え、平成９年度の予算編成時期ということで、ふれあい館の具体的な運営案について伺いました。

質　問

①運営形態はどのようになるのか。直営か委託方式かの形態について決定されているのか。

・公民館を運営しているような形態か。館長他、何人配置することになるのか

②維持費について。予算のどこの部分への計上となるのか。

③開館１年目の試算について。

利用料、入場見込み数、維持費等算出しているものを公表されたい。

④事業内容について

健康づくりに向けての事業予定はあるのか。また内容について公表されたい。

⑤住民への周知について

利用を促すための周知・ＰＲはどのようにしていくのか。

⑥送迎バスについて

・運営形態はどのようになるのか（直営か委託か）

・どのような型式のバスを購入する予定か。

《企画課・課長》答弁

①プールと風呂については、直営です。レストランは委託とし、テナント料等具体的なところは検討中です。

・公民館の運営形態のようになると思う。人員は６名の予定。

②新しい目を設けることになる。

③利用料については、上限５００円で考えている。大人・子ども・老人・障害者・町外等の区分を検討している。

入場見込み数は、年間１０万人、１日に３００人と試算している。

年間維持費は、約５６００万円と算定している。人件費は含まない。

④健康推進事業は、7月か8月を目途に教室を持つ予定。内容は未定
⑤利用時間、料金等が決定され次第パンフレットを作成し、町内外にPRしていく。
施設利用等条例を制定するため3月定例議会の後、PRは開始する予定。
⑥運転業務は委託となります。
45人乗り、リフト機能付きのバスを購入予定。
町内を巡回し、住民の足となるよう運行する予定。無料。

☆利用料については、利用者にとって最も関心のあるところです。年間維持費と入場見込みの試算から現在500円という数字が算出されていますが、実際に施設内を見ていない今は高いとも安いとも判断しにくいところです。

電気・ガス・水道、プール・風呂を沸かすためのA重油等の光熱費に約3000万円、設備メンテナンス（夜間警備、清掃、植木手入れ等も含めて）に約2600万円と試算しているとの事だが、町からの持ち出しを少しでも減らすためには、どんどん来ていただかなければならない。年間に10万人、それを南河内の町民だけで換算したら大人から子どもまで家族全員が年に5回は利用しなければならない計算になる。それより町外からたくさん来ていただこう。町外の利用料金を別設定にするのは得策ではないかもしれない。

茨城県大洋村の“とっぷさんて大洋”の利用料金は、下記のようになっていた。

プール・風呂
トレーニングルーム →

利用区分		一般	高齢者	子供
全館（1人1回につき）	村内	1,300円	700円	600円
	村外	1,600円	900円	700円
風呂・トレーニングルーム（1人1回につき）	村内	900円	500円	400円
	村外	1,200円	700円	500円
トレーニングルーム（1人1回につき）	村内	600円		
	村外	700円		

640人／日の利用がある。
利用割合＝村内4：6村外
年間利用券と回数券あり
健康づくり事業として、水中歩行、水泳教室、ストレッチ、エクササイズ等を行っている。

☆健康づくりに向けての事業を推進することにより、健康増進や寝たきり予防につながり、ひいては医療費や国民健康保険の財政圧縮にもなります。魅力ある施設にするためにも健康づくり事業を推進し、積極的な働きかけが必要ではないでしょうか。
☆ふれあい館は、私たちの税金で建てた私たち住民の財産です。
みんなで利用して、みんなで意見を言って、みんなで育てていきましょう。

一年目が無事終了しました。皆様よりのご支援ご協力ありがとうございました。

☆荒井英子の1996年（3〜12月）**議員会計報告**（報酬と主な使途）

［収入］

議員報酬	3,082,939円	(233,000円×10ヶ月) (期末手当136,654円+616,285円)
寄付金	113,495	(“応援する会”より)
合計	3,196,434円	(議員活動に有効に使うようにと2月の選挙活動費用の残金を寄付していただきました。)

［支出］

所得税	300,360円	
議員共済掛け金	279,760	
国民健康保険税	50,000	
国民年金掛け金	158,480	(平成8年度分)
議員旅行積立金	90,000	(10,000円×9ヶ月)
家計へ	500,000	
自動車関連	86,274	(修理・ガソリン代)
備品購入	154,379	(パソコン関連品・FAX購入)
衣服・装身	48,957	(ソフトボールのユニホーム代18,000円)
書籍・教養	98,186	(ちょっと高い本を買ってしまった)
交際費	126,403	(団体会費、懇親会)
慶弔費	43,000	
交通費	18,730	
通信費	4,512	
飲食費	75,815	(外食の機会が増えた)
会報発行費	54,816	(第86〜89号、その他印刷代)
ユニセフへ	12,000	(10月から3,000円／月)

※FAX（40−1014）を購入しました。ご意見ご要望、情報等をお寄せください。

※我が家の家計簿は一応パソコン管理となっている。そこに私専用の会計簿を増やし、私個人に関わる出費は全てこちらからとしました。

村尾光子の一般質問



問1．行財政改革について

(1)地方分権推進法では、地方公共団体は行政及び財政の改革を推進することと規定されているが、本町の取り組み姿勢と基本方針を伺う。

【町長】現時点ではどんな事業が市町村におりてその裏付けの財源がどうなるか分からない。基本理念に基づき組織機構の見直し、行政サービスの向上、人材育成について検討しているが、予測してのことなので具体的には取り組めない。

(2)地方分権推進に伴う町としての対応策のうち、次の方策を問う。

①住民の知恵や創意工夫を行政に活かすための手だて

②国・県の指導による受け身行政から、住民本位の能動行政の担い手としての職員への資質向上策

【総務課長】地域住民の意思を行政に反映させることは重要課題だ。必要に応じ推進組織を設ける。また、機関委任事務や補助金の整理・合理化に対応するため県・関係機関と連携を取りながら職員の資質向上に努める。現在、①②についての具体策はなく、検討する。

17年前、私は『住民自治』の実現を掲げて議員活動を始めた。以来今日までこの第1番目の公約は変わらない。1995年5月公布された地方分権推進法は正に私の願うところが法律に明文化されたものだ。地方分権推進委員会の最終答申がなされていない段階では、機関委任事務等に係わることが今後どのようになるのか不明確ではある。今回はその理念をどのように理解し、行政に反映させていくのか、まずは手始めに質した。

《地方分権推進法》(1995年5月公布、7月3日施行)

(目的)

第1条　この法律は、**国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊急性**にかんがみ、地方分権の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、・・・・略

(基本理念)

第2条　・・・・国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、**地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る**ことを基本として行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条

(2)地方公共団体は、国の地方分権の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、**その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務**を有する。

(3)国及び地方公共団体は、地方分権の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

(地方公共団体の行政体制の整備及び確立)

第7条　地方公共団体は、**行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保と透明性の向上及び住民参加の充実のための措置**その他必要な措置を講ずることにより、・・・行政体制の整備及び確立を図るものとする。

この法律は5年間の時限立法である。確かに国の施策に呼応してとされているが、国の段階ですべてが詳細に決められてから、それに従って町が取り組むのでは、住民参加充実の手だてや職員の資質向上等、間に合わない、今から準備しなくては!!
何より自治体の自主・自立を求められているのだ。国・県の指導に依らずに。
町長は昨年12月に町行革大綱を見直しすると言っていた。その詳細について再質問したが答弁を得ないでしまった。私のうっかりミス。

(3)歳出抑制のための具体策を説明されたい。
今後大幅な歳入増が見込めない状況の中、新規大型事業は着手しにくい。
「道の駅」事業費と町負担額、公債費比率への影響をどのように予測しているのか。

【企画課長】公債費比率は一つの事業毎には計算せず、町総合計画全体で試算している。総合計画後期計画ではふれあいプラザ、仁良川第1・第2地区区画整理、農業集落排水等、H9～14年度の6年間で総事業費は117億円、うち町負担は77億円を見込んでいる。現在公債費比率は9.1%(債務負担行為を含めると11.3%)、ピーク時は14～15%(同18～19%)になる見込み。「道の駅」はもとより、後期計画の実施には国の優良起債の導入に努め、事業の緊急性・投資効果・優先順位に考慮し経費節減と合理化を図る。現況で推移すれば、財政担当課からみると「道の駅」には、計画上、町として支出できる上限は15億円とみている。

注:財政状況から「道の駅」の総事業費は15億円までと試算して6年間の総事業費に算入した。無論、補助金や出資金が得られることになれば町負担は軽減する。「道の駅」ならずとも、財政状況を赤にはせず(破綻させず)黄色信号状態に止めておくには15億円までの支出が可能という意味。——12月26日、企画課長談

【町長】各層の意見を聞きながら進めている。町負担を15億円とするのではなく、できるだけ国・県の補助を引き出し、町負担は最少に止めたい。茂木のような膨大な施設は考えず、こじんまりとした、しかし、グレードの高いものとしたい。場合によっては、経営は第3セクター方式を考える必要もある。国の補助を得るため絵柄(注:H8年度予算で鳥瞰図作成)を描いて意思表示をした。具体的には未だ何も決まっていない。

【建設課長】「道の駅」推進協議会には町内各界各層から参加している。ここでのコンセンサスは住民合意を得たものと考える。

(仮称)人と地域にふれあう「道の駅」推進協議会委員名簿(25名)　(敬称略)

坂本信亥(町長)・上野勇(農協組合長)・(商工会長)・伊澤剛(議会建設常任委員長)・大島将良(同経済常任委員長)・黒川英代(同教育民生常任委員長)・早川進(同総務常任委員長)・(農業委員会長)・舘野鉄男(自治会連合会長)・海老原静枝(婦人団体連絡協議会長)・坂田勝宜(建設省宇都宮国道工事事務所)・舘野正明(議会議長)・上野喜八郎(同副議長)・助役外町職員6名・農協職員3名・商工会職員2名

機関や団体代表とはいえ、人口の半分を占める新しい住民は一人もいない。各界各層を網羅していると言えるのか?どれほどの町民が道の駅設置を望んでいるか疑問だ。設置するか、否かはそれこそ“町民会議”なりで論議すべきと考える。
それにしても釈然としない。福祉増進や住民サービス向上に係る何事かの施策の提

案をしても、返ってくる答えは『財政状況が厳しいので』なのに、地域活性化とか産業振興との大義名分のもとに「道の駅」には安易に財源を拠出するのだ。まるまる15億円を支出するのではないとのことだが、これだけ財政に余力があるのなら、グレードの高い児童館ができると期待してもよいのかナ？すぐにでも在宅介護支援センターもできるのかナ？

「道の駅」が産業振興の一助策であるなら、産業界は建設費や運営費等に応分の負担をすべきと思う。農業はじめ商工業関係者は、自らの出資も厭わず「道の駅」を造りたいと考えているのだろうか。自助努力により設置されるなら、行政は補助金申請の窓口として支援すべきとは思うが・・・。

(4)機構改革を提案する。

①保健・福祉・医療の窓口を一元化

②教育委員会教育総務課を総務課と学校教育課に分離

【総務課長】多様化した住民ニーズに対応するため機動性、弾力性のある行政が求められる。分かりやすく簡素化した効率的な窓口は住民サービス向上にもつながり、特に保健・医療・福祉は住民サービスの根幹であり今後早急に検討する。

【町長】県ではH9年4月から保健・福祉・医療の組織一元化が実施される。町でも4月から体制が整えられるよう課長レベルで協議している。また、教育総務課は業務内容と名称が一致していない感がある。教育委員会と協議し、委員会の意向に添うようにしたい。

③チェック機能のシステム化(人為的ミスの防止策)

【総務課長】住民の立場に立って申請手続きの簡素化、ＯＡ化の導入を図った。過般の国保税徴収漏れは操作上のミスで、職員教育の充実と共に複数職員の分担とするよう改めた。

【町長】国保税徴収漏れは私の不徳と致すところ。職員の姿勢を確立する必要がある。他機関での研修もさることながら、改めて、日常業務の中での教育重視を課長に指示した。

H6～8年度の3年間にわたり、国民健康保険税の徴収漏れがあった。126人、総額1000万円。日頃から徴税には心砕いているのに、課税しないのでは話にならない。コンピューターにデータを入力する操作を間違ったとのことだ。人の手作業には間違いはあり得る。しかし、何故3年間も気付かなかったのか？チェック機能がなかったのか、漫然と仕事をしていたのか。過去に遡って課税されるのは誰だって不愉快だし、行政不信に陥ってしまう。二度と繰り返さないために、対策を講じる必要がある。複数職員担当だけでは不充分ではないか。

噂を聞いて、私の国保税額をもとに税務課で聞き取り調査をしたら、8年度分の徴収漏れを発見してしまった。47200円の追加納税となった！

今年度は、応能割(所得割・資産割)と応益割(世帯割・平等割)の比率を見直しし、結果的に税率引き上げとなった。1000万円の追加徴収があれば引き上げなくても済んだかなと一瞬思ったが、改正による増収分は6000万円、とても足りない。

④グリーンタウン内に出先窓口開設

H7年度の町政懇談会にて町長は地元住民に約束したが、第2回定例会では否定的な答弁だった。住民は不信感を抱いている。

【総務課長】行革と行政サービスの面から慎重に検討する。

【町長】町政懇談会では何とかしたいとの想いからの答だった。他町の実態を調査したら現実には困難だということが分かった。設置するとなると財政上や場所・職員・機器等の問題がある。いつまでにとは断言できないが引き続き研究する。

住民の切なる要望は理解されていると感じた。『つくらない』とは言っていない。
コミ・センの中、児童館に併設、公団事務所跡利用・・・。いくつか方法は考えられるが、職員が配置される筈の児童館に併設が一番実現しやすいかな。
町長の信頼回復のためにも早く具体案を提示できるよう、慎重に検討してもらいたい。

(5)職員給与の口座振り込み制を導入されたい。

【総務課長】支給日に受け取れない職員は、既に申告により口座振り込みとしている。今後、職員数が多くなり効率性を高めるためにも職員組合と協議しながら検討する。

(6)各種委員会・審議会等の委員選任について、できるだけ重複選任を避け、公募枠を設けられたい。また、委員名の公表、審議経過等の公表を望む。

【総務課長】一人一役を基本としている。各界独自の性質上、事務達成のためやむを得ず重複して選任しているところもある。団体代表や公募については緊急課題として検討する。委員名の公表は可能だが、審議過程の公表は、或いはプライバシーに係る場合もあり得るので今後の研究課題とする。

問2. 福祉行政について
(1)H9年度予算編成方針のうち、福祉分野での重点施策、予算配分方針を伺う。

【住民福祉課長】家族形態の変化が著しい社会情勢の中で、高齢者や障害者が地域の中で幸せを享受できる地域づくりを目指すため、以下の予算配分に努めている。①社会福祉協議会の充実、②ふれあい館の充実と有効活用、③在宅福祉施策の充実、④児童福祉施設早期整備(児童館設計)、⑤要保育児の受け入れ充実。

【町長】現在課長の段階で予算編成作業中。福祉に重点を置きたい気持ちはある。最終的には町長査定の段階で重点事業を判断する。

(2)地域福祉基金はソフト事業に積極的に活用すべきと考えるが、運用方針はどうか。

【企画課長】地域福祉基金は利子運用型基金で、原資は取り崩さない。利子は目的に添って福祉関係経常経費の財源としている。

地域福祉基金の原資は国からの交付金。利子を運用しているというのだが、どんな形で活用しているのか見えない。経常経費としているからだ。基金は7年度末で1億8224万円。8年度当初予算での利子計上はたったの36万円。これでは特定の事業の財源とするのは無理なのだろうか。それにしても、低利の時代とはいえ0.2%分とは随分と安い利子だ。どんな形の預金なのか。

(3)ふれあい福祉運動会は障害者も幅広く参加できるよう、運営方法を改善されたい。

【住民福祉課長】幅広く参加できるよう社会福祉協議会・身障者福祉会と協議する。

(4)高齢者保健福祉計画の8年度見直しは、量的のみならず、24時間巡回ヘルプ

サービスやグループホームの導入など質的にも見直しが必要である。

【住民福祉課長】H12年度から公的介護保険制度が導入されるようなので、当然、質的にも見直しをしなければならない。

基本方針が分かって安堵。しかし、質問の意図は、どんな新サービスを導入するのか、今年度の見直し作業はどのように進んでいるのか、住民組織はどのように機能しているのか等を確認することだった。再質問をすっかり忘れてしまった最たる項目だった。

問3. その他の事務事業
(1)町民まつりは産業祭・文化祭・福祉祭と分野毎に日を改めて開催されたい。

【企画課長】補助金の関係から一時健康まつりを別に実施したことがあるが、参加者が少なかったとのマイナスの面があった。合しての開催は単独では得られない相乗効果がある。従来通りの方針で実施する。

(2)体育祭運動会は人口増・自治会数増からふれあいの場にはなり得ない。
2班に分けて実施したらどうか。

【社会教育課長】今年度は56自治会、延べ約4700人の参加があり盛況だった。スポーツを通しての町民のふれあいの場として大きな役割を果たしている。引続き町全体で実施する

町民まつりと町民体育祭、合わせて1200万円程の費用が掛かっている。マンネリと大混雑。本当に有意義なのだろうか？実施方法には工夫の余地がある。行政はお金を出して口も手も出さない。住民の主体性に任せる。これが究極の方策ではないか。職員の多大な労力をこの行事に費やすことを住民が求めているのだろうか。果たして住民の幸せにつながるのか。行政はもっとスリムになった方が良い。
体育祭運動会の費用を地域或いは自治会毎に交付して、開催は住民に任せたらよいと提案したが、全く受け入れられなかった。皆さんはどうお考えですか？止めても良い？

(3)庁舎内に喫煙コーナーを設置し、執務時間の原則禁煙を求める。
また、町有バスにても、同様の措置を求める。

【総務課長】職員はモラルを守っていると思うが、非喫煙者や喫煙環境への配慮は必要だ。喫煙コーナー設置は課長会議で検討する。町有バスは利用団体により多様である。それぞれマナーを守っているものと思う。即禁煙は考えない。

議会直後の課長会議にて、執務時間中は禁煙になったとのこと。職務に精励する姿は清々しく、町民に好印象を与えるに違いない。

《ちょっと一言》 質問項目が多すぎた。詰めるべきところ多々見逃してしまった。質問回数は3回までというルールにとらわれすぎた嫌いもあるが、反省しきり。自己嫌悪に陥っている。一問毎に再質問できれば、答える方も分かりやすいとは町長の弁。全く同感。
行政手続条例は住民の権利を守るための条例。知らないと損をするのは住民。保育所入所、特養老人ホーム入所、開発許可、町補助金交付等々、町行政が不利益な決定(処分)をする時の理由を開示させ、名あて人(当事者)が弁明できるのです。是非、内容をご理解下さい

村尾光子の１９９６年報酬と主な使途

期末手当 7月　役職加算　ヶ月分

【収　入】

議員報酬	３，８６７，８００円	(233千円×12ヶ月)+(233×1.15×4.0)
下水道組合議員報酬	４４，６３２	H7年度分、改選によりH8年3月分は日割計算
社会教育委員報酬	４０，０００	H7年度分
表彰審査委員報酬	６，５００	H8年分
講演謝金	２０，０００	真岡市職員組合女性部
所得税還付金	１９４，９００	H7年分
印刷機使用料	１６６，５８２	実費(印刷0.15円/枚+原紙30円/枚)
合　計	４，３４０，４１４円	└→再生紙は別に1.4円/枚(B4版) どなたでも御利用できます。

【支　出】　主なもの

所得税	３７９，４９４円	義務的な支出 2,420,469円
議員共済掛け金	３３６，５５５	〃
住民税	８６，０００	〃
国民健康保険税	２４９，６００	〃
国民年金掛け金	１４８，７２０	〃
自動車重量税・整備等	２９０，１００	→保険料・車検整備
議員旅行積立金	９０，０００	→H8年3月～、報酬より1万円/月天引き
家計へ	８４０，０００	→ガソリン・電話代・妻扶養手当分・生活費一部として7万円/月（夫給与から天引）
病気保険掛け金	３２，４００	
ｾﾞﾛｯｸｽ・印刷機消耗品	１２２，４１５	インク・マスター・コピーキット・修理代
印刷用紙	１９７，５１４	再生紙
パソコン用備品	３８，９８０	メインメモリー増設、キャスター
事務用品・切手	１２９，６６４	うち切手代106,290円
マイク・アンプ購入	１３０，０００	
新聞・機関誌・月刊誌・図書	３４１，８８８	
講座参加費	１５１，５５０	市川房枝記念会政治参画センター外
慶弔費	６６，６４０	
明日の町政を考える会寄付	１０，０００	

その他議員研修参加費・団体会費・懇親会参加費・自主研修旅費・被服費等

※大きな買い物はマイク・アンプの購入。報告会の都度借りていたが思い切って買った。

※今年は政治参画センター・財政研究会・地方自治を学ぶ会・女男21フォーラム・障害児教育セミナー・電話相談研修等、学習会にかなり参加できた。それなりに出費がかさむ。

※私自身の生活費として月額3万6千円(妻扶養手当分+2万円)を負担した。
夫から妻へのお小遣い(1万円/月)はまだ続いている。来年からは半額にする予定。

※購入図書は主として行政・教育・福祉・女性問題だが多岐にわたる。回し読みして講演会開催に至ったケースがいくつかある。本は確かに役に立つ。積んでおくのもあるのだが。

町議選で始まったこの一年。慌ただしく、追われるように過ぎ去ってしまった。経験を積めば博学になる筈なのに、忘れることが次第に多くなってきた。だから日々研鑽なのに、学ぶと同時に忘却へ。こんな状況では三人体制は心強い。忘れない内に伝えておこう

（お知らせ）

“いじめ”をなくすには、あるいは
あってもそれを乗り越えるには
どうしたらいいのだろう。

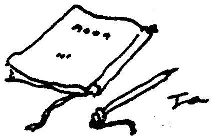


“いじめ”を真正面からとりあげる注目すべき企画

● 女性セミナー

とき；1月24日（金）午後1:30～
ところ；中央公民館 会議室
講師；西山明 氏
（共同通信社 記者）
著書にいじめのルポルタージュ「さなぎの家」がある。

“いじめ”の現場取材をふまえた、説得力のあるお話が聞けそうです。



● みんなのつどい（第11回）

とき；3月8日（土）午後1:00～
ところ；中央公民館大ホール
講師；田中喜美子 氏（投稿誌「わいふ」編集長）
著書に「いじめられっ子も親のせい！？」がある。いじめが起きると批判の矢面に立たされるのは学校だが、いじめを生み出す土壌の一つとして家庭での子育ては無視できないのではないか、との疑問を投げかけている。

私共3人（村尾・荒井・磯辺）も実行委員として準備をすすめてきました。
いじめの原因を1つにしぼりこむのは難しい。けれど、家庭教育という切り口で一度は考えてみたいと思います。
自分自身を含めた問題として。

12月議会の報告会を開きます



とき；2月1日（土）午前10:30～12:00
ところ；GTコミュニティーセンター

＊どうぞお出かけ下さい。 ―明日の町政を考える会―